

部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第2条（使用者名義の特則）</p> <p>1. 会員はカードを使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「会員番号等」という）を表面に<u>印字</u>したカードを会員に貸与し、または当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「カード情報」という）を通知します。</p>	<p>第2条（使用者名義の特則）</p> <p>1. 会員はカードを使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「会員番号等」という）を表面に<u>印字または登録</u>したカードを会員に貸与し、または当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「カード情報」という）を通知します。</p>